

防府市民設民営放課後児童クラブ
運営事業者に係る公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

防府市保健こども部子育て推進課

目 次

第1	事業の概要		
1	事業の目的	2
2	事業の実施方法	2
3	補助事業の内容	2
4	募集数、実施場所及び定員	2
5	補助事業の開始年月日と事業期間	2
6	補助事業の運営に関する基本的な事項	3
7	法令の遵守	3
8	運營業務の内容	3
9	報告及び現地調査	6
10	補助事業の取り消し	6
第2	運営費及び開設準備経費の補助金	6
第3	プロポーザルに関する事項		
1	事業者の参加資格要件	7
2	選定に係る手続き等	7
3	審査体制及び方法	9
4	失格事項	9
5	参加者の辞退	10
6	その他留意事項	10
7	問合せ先及び資料等の提出先	10

第1 事業の概要

1 事業の目的

防府市では、保護者が昼間就労等の理由により家庭にいない、小学校に就学している児童に対して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため放課後児童健全育成事業の充実に取り組んでいる。

近年、放課後児童クラブにおいては、共働き世帯の増加に伴う利用者ニーズへの対応や学年に応じた興味・関心に配慮し、魅力ある多様な体験活動・学びの場を提供することが求められている。

については、市が実施している上記の事業の内容を補完するものとして、民間事業者の活力を生かした民設民営放課後児童クラブ事業を試行的に実施する。

2 事業の実施方法

放課後児童クラブの運営を市の補助事業として実施する。補助事業の対象となる運営事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

3 補助事業の内容

放課後児童クラブの設置及び運営

4 募集数、実施場所及び定員

(1) 募集数 1箇所

(2) 実施場所

利用者が多くその他利用需要が高いと見込まれる場所に立地し、小学校からの通所ルートを含め児童が過ごす場所として安全が確保できる場所であること。児童の受け入れにあたっては、特定の校区に限定しないことが望ましい。校区外の児童に対しては、小学校から開設する放課後児童クラブとの間の送迎を行う手段を確保すること。(小学校の休業日は除く。)

(3) 定員 おおむね40人以下

5 補助事業の開始年月日と事業期間

(1) 開始年月日 原則として令和8年9月1日まで(可能な範囲で早期開設が望ましい。)

(2) 事業期間 事業開始日～令和9年3月31日

※補助事業の期間は単年度毎とする。また、事業開始日を含む3年間は同一事業者による事業を更新できるものとする。

※事業開始年度から起算して3年目に、市は市内の校区の放課後児童健全育成事業利用ニーズ等を勘案し、翌年度以降における補助事業の実施について判断する。

※事業を継続する場合は、原則として改めて事業者を選定する。ただし、当該補助事業を実施している者の事業実績が優良であり、翌年度以降において20人以上の児

童の利用が見込まれると市が判断した場合は、引き続き当該事業者を選定する場合がある。

6 補助事業の運営に関する基本的な事項

補助事業の運営にあたっては、次に掲げる事項に沿って適正に行うこと。

- (1) 事業の目的を十分に理解し、児童の健全育成や安全の確保を図るとともに、安心して利用できる環境づくりに資するよう運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して公平・公正な運営を行うとともに、利用者の心情に配慮し、きめ細かいサービスの提供に努めること。
- (3) 市、学校、地域と連携を図ること。
- (4) 効率的な運営を行い、経費の節減を図ること。

7 法令の遵守

事業の運営にあたっては、本要領のほか、放課後児童健全育成事業に係る関連法令等を遵守しなければならない。特に次の法令等に留意すること。

- (1) 児童福祉法
- (2) 放課後児童クラブ運営指針（こども家庭庁策定）
- (3) 防府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）

8 運営業務の内容

次に掲げる事項に基づき運営業務を行うこと。

(1) 児童の募集及び利用決定

①利用児童は、以下の条件を満たす児童であること。

- ・市内の小学校に在籍する児童
- ・同居する保護者等（保護者に代わって保育にあたることが可能な65歳未満の親族を含む。同一敷地内の別家屋を含む。）の全員が、以下のいずれかの理由により、昼間家庭において保育が困難であること

(ア) 就労していること（月16日以上、かつ、午後2時から午後6時30分までの間の時間を含み、1日4時間以上就労していること）※1

(イ) 出産予定日から起算して前8週間の属する月又は出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間にあること（育児休業の場合を除く）

(ウ) 求職活動を継続的に行っており、クラブ利用開始後3か月以内に就労すること。

(エ) 就学、疾病、看護等で（※1）に類する状態にあること。

②利用児童の募集及び決定は事業者において行うこと。募集に際しては、児童の保護者に対してクラブの運営内容を十分に周知するとともに、利用申込のあった児童保護者に対しては、上記①に示した理由への該当の有無について、当該保護者から提

出を受けた就労証明書等により確認のうえ、利用の可否を連絡すること。

- ③受入可能な定員を上回る利用希望があった場合は、学年や家庭環境を考慮のうえ、支援の必要性が高いと考えられる児童が優先的に利用できるよう配慮すること。

(2) 開設日

クラブの開設日は、原則として以下に掲げる日を除く日とし、年間250日以上を開設するものとする。

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・12月29日から翌年の1月5日まで
- ・その他事業者が特に定めた日

(3) 開設時間

クラブの開設時間は、原則として以下に掲げる時間以上とすること。ただし、気象警報が発表された場合や、その他特に市が認めた場合は、開設時間を変更することができる。

- ①小学校が授業を行う日 授業終了後から午後6時30分まで
- ②小学校が授業を行わない日
- (ア) 土曜日 午前8時から午後6時30分まで
- (イ) 長期休業日及び学校の振替休日 午前8時から午後1時まで。ただし、保護者からの申し込みにより午後6時30分まで延長できる。

(4) 利用料金

- ①保育料等については、防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例に規定する金額と同等の水準とすること。
- ②事業者はおやつ代、昼食代、行事等の実施に係る経費及び付加サービスの提供に係る経費を利用者からの同意のうえ徴収することができる。
- ③上記②により料金等を徴収した場合は、当該料金等により実施した事業内容等を決算報告等により利用者に対して十分に説明すること。

(5) 職員

- ①クラブの開設時間中は、職員を2人以上配置することとし、うち1人は放課後児童支援員（基準条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者。令和9年3月31日までに修了を予定している者を含む。）を配置すること。
- ②児童の状況に応じて適正な支援に必要な職員の配置に努めること。特別な支援を要する児童を受け入れた場合は、支援員等の配置に特に配慮すること。
- ③職員が常に自己研鑽を図れるよう、専門性の向上を目的とした研修の機会を確保すること。
- ④職員が安心して快適に業務に従事できるよう、職員体制を整備するとともに、安全

で衛生的な職場環境の確保に努めること。

(6) 施設や設備に関すること

- ①利用定員が20人以上であること。
- ②遊び及び生活の場としての機能、体調が悪いときに静養できる機能を備えた専用区画を設けること。
- ③専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上とすること。
- ④専用区画は、衛生及び安全が確保されたものであること。
- ⑤児童が、年齢に応じた遊びや活動ができるよう、必要な遊具や図書その他設備等を備えておくこと。
- ⑥衛生及び安全が確保された手洗い場、台所設備、トイレ等を備えておくこと。
- ⑦児童が自主的な学習活動を落ち着いてできるスペースや設備、児童の所持品を収納するロッカーや下駄箱を備えておくこと。

(7) 運営及び管理に関すること

- ①児童の出欠状況を把握するとともに、日誌を作成して日々の業務内容を記録し、職員間において情報を共有しながら連携して児童の支援に従事すること。
- ②年間の事業計画を作成し、年間目標、指導方針、行事予定に沿って計画的な運営を行うこと。
- ③児童におやつを提供する際には、食品衛生に十分配慮するとともに、食物アレルギー対応にも留意すること。
- ④児童の突発的なケガや体調不良に迅速に対応ができるよう、簡易的な医薬品等を常備しておくこと。保護者への連絡等状況に応じた適切な対応を行うこと。
- ⑤クラブの運営によって入手した個人情報及び特定個人情報については適切に管理し、流失、損失が生じないようにすること。

(8) 児童及び保護者への対応に関すること

- ①日常的に保護者及び学校と連携を図りながら児童の状態の把握に努めること。
- ②日々の遊びや行事等を通じて、児童の自主性、社会性、創造性が培われるようなクラブ運営に努めること。
- ③遊び、学習、おやつ等の時間割りを設けて生活のリズムを一定に保つことにより、児童が落ち着いた集団生活を過ごすことができるよう努めること。
- ④連絡帳の活用や便り等の発行、送迎時に児童の活動内容や様子について伝えること。また、クラブ運営に関する重要な事項については、説明会等を開催することにより、適切に保護者に対して周知すること。
- ⑤保護者に対して、不安や不信を抱かせないよう配慮した対応を行うこと。
- ⑥トラブルや保護者からの苦情等については、迅速かつ適切に対応することとし、必要に応じて市に報告すること。
- ⑦児童の情緒や児童間の関係に配慮すること
- ⑧配慮が必要な児童への支援について、その児童に応じて、具体的な支援方法を定

めるように努めること。

(9) 非常災害対策及び危機管理に関すること

①日常的に施設内外を点検することにより、適正な管理に努め、事故の未然防止に努めること。

②危機管理における対応について具体的なマニュアルを作成するとともに、少なくとも年2回以上の避難訓練を行うこと。

※「洪水浸水想定区域」内、又は「土砂災害警戒区域」内にあるクラブについては、避難確保計画を作成すること。

③緊急時において、児童の保護者に連絡ができる体制を確保しておくこと。

④事故等発生時においては、遅滞なく適切な措置を講じたうえで、速やかに市に報告すること。

⑤活動中に発生する児童の傷害等や、クラブ運営業務に起因して児童等に損害を与えた場合の補償に備え、適切な傷害保険及び損害賠償保険に加入すること。

9 報告及び現地調査

市は必要に応じ、事業者に対してクラブの運営状況についての報告を求めるとともに、現地の調査を行うこととする。事業者はこれを拒むことはできない。

10 補助事業の取り消し

事業者が行う補助事業の適正を期するため、次に掲げる事由に該当する場合には、市は補助事業の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) クラブの利用児童が10人未満である場合

(2) 事業者が、市が求めた報告や現地調査に応じない場合

(3) 事業者が法令に違反した場合、又は市の指示に従わない場合

(4) その他事業者による運営の継続が適当ではないと市が認めた場合

第2 運営費及び開設準備経費の補助金

運営費及び開設準備経費については、別紙「補助額一覧表（予定）」に基づき、予算の範囲内で交付するものとする。

※当該補助額は予定であり、今後変更となる可能性があることに留意すること。

第3 プロポーザルに関する事項

1 事業者の参加資格要件

次の各号の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の4の規定に該当していないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の申立てがなされていないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 防府市物品調達等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (8) プロポーザル参加者と資本的・人的関係がないこと

2 選定に係る手続き等

- (1) 選定までのスケジュール（予定）

内容	期日
公告	令和8年4月16日（木）
参加申込書提出期限	令和8年4月30日（木）
審査委員会（書類審査）	令和8年5月 7日（木）
書類審査結果通知	令和8年5月 8日（金）
質問提出期限	令和8年5月15日（金）
企画提案書提出期限	令和8年5月22日（金）
審査（プレゼンテーション、ヒアリング）	令和8年5月28日（木）
結果通知	令和8年5月29日（金）

- (2) 参加申込書等の提出

①提出期限 令和8年4月30日（木）午後5時15分まで（必着）
※郵送の場合も、提出期限内必着とする。

②提出書類 別紙「提出書類一覧表」のとおり

③提出部数 各1部

④提出方法 郵送又は持参

※持参の場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに窓口に直接提出すること。

※郵送の場合は、一般書留又は簡易書留とする。

⑤提出先 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市保健こども部子育て推進課

(3) 書類審査

審査委員会において、プロポーザル参加希望者が参加資格要件を満たしているか、を確認し、書類審査結果通知を送付します。

(4) 質問及び回答

①提出期限 令和8年5月15日（金）午後5時15分まで（必着）

②提出書類 質問書（様式第5号）

③提出方法 電子メール

※メール送信後は確認のため、必ず電話連絡を行うこと。

※原則、電話及び口頭による質問には回答しない。

④提出先 防府市保健こども部子育て推進課

メールアドレス：kosodate@city.hofu.yamaguchi.jp

電話番号：0835-25-2126（直通）

⑤回答方法 質問に関する回答は、作成次第、順次回答する。また、全ての質問回答をとりまとめ、令和8年5月19日（火）までに全ての質問者に通知する。

(5) 企画提案書等の提出

①提出期限 令和8年5月22日（金）午後5時15分まで（必着）

※郵送の場合も、提出期限内必着とする。

②提出書類 別紙「提出書類一覧表」のとおり

③提出部数 提出書類を別紙「提出書類一覧表」の順に並べ、提出書類前にインデックスを付けクリップ留めをし、正本1部、副本10部（正本1部以外はコピー可）を提出すること。

④提出方法 持参又は郵送

※持参の場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに窓口直接提出すること。

※郵送の場合は、一般書留又は簡易書留とする。

※いずれの場合も、下記提出書類の各企画提案書については、併せて文字列検索が可能なPDFデータを、子育て推進課へ提出期限までにメールで提出すること。

⑤提出先 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市保健こども部子育て推進課

(6) 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

①実施日 令和8年5月28日（木）（予定）

※実施時間、場所については、参加申込書の担当者に別途通知する。

- ②実施方法 プレゼンテーションの時間は、質疑応答を含め、1事業者40分以内（準備及び説明20分以内、質疑応答15分程度、片付け5分以内）とする。
- ③出席者 3名以内
- ④プレゼンテーションの順番は、くじ引きにより決定する。
- ⑤プレゼンテーションの内容は、事前に提出した書類に基づく内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。パワーポイント等を使用した説明も可能であるが、事前に提出した書類に記載されていない内容を盛り込むことは不可とする。
- ⑥プレゼンテーション会場には、電源、モニター及び接続ケーブルを準備する。その他必要な機材等は、事業者で用意すること。

3 審査体制及び方法

(1) 審査体制

本市が設置する防府市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行う。

(2) 審査方法

提出された企画提案書等を別表「評価基準」に基づき評価し、評価点数の合計が選定水準点（総合計点数の60%）を超えた事業者のうち、評価点数の合計が最も高い事業者について、市は事業実施に係る協議を行う。この場合において、当該事業者に対して補助事業として実施するための条件を付す場合がある。また、当該協議が合意に至らなかった場合は、次に評価点数の合計が高い事業者から順に交渉を行う。ただし、評価点数の合計が総合計点数の60%未満のものは失格とする。

また、最も高い点数の事業者が複数の場合は、評価項目における事業継続性が最も高い点数の事業者に決定し、上記評価項目が同点数の場合は、選定委員会の協議により決定する。

なお、事業者が1者の場合であっても当該審査は実施し、審査の結果、事業を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を補助事業候補者として選定する。

(3) 審査結果の通知

結果は、文書にて全事業者へ郵送で通知する。また、補助事業候補者及び評価点数を本市ホームページにおいて公表する。なお、選定結果の内容に対する問い合わせ等には一切応じないものとする。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格要件を満たしていない場合
- (3) 本実施要項に示した提出に関する条件に適合しない場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (5) その他法令違反があり不相当と判断した場合

5 参加者の辞退

参加申込書提出後、都合により本プロポーザルの参加を辞退するときは、速やかに「7 問合せ先及び資料等の提出先」まで連絡のうえ、辞退届（様式第11号）を提出すること。

6 その他留意事項

- (1) 企画提案は1者につき1提案とし、提出期限以後の書類の提出、差替え、記載内容の修正、変更 及び追加は認めない。また、提出書類は返却しない。
- (2) 本プロポーザルに要する一切の費用は、事業者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止した場合、本プロポーザルに要した経費を本市に請求することはできない。
- (3) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、防府市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (4) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。
- (5) 本要領に定めのない事項については、協議の上、決定する。

7 問合せ先及び資料等の提出先

〒747-8501 山口県防府市寿町7番1号（本館1階）

防府市役所 保健こども部 子育て推進課

電話番号：0835-25-2126

FAX番号：0835-25-2259

電子メール：kosodate@city.hofu.yamaguchi.jp

※本プロポーザルに関する様式や各種資料については、子育て推進課窓口及び市ホームページにて配布する。

別表

評価基準

区分	評価項目	審査の視点
運営方針	事業の目的	本事業の目的を的確に理解され、運営方針として具体的に示されているか。
	運営方針	放課後児童クラブ運営指針等への理解が示されているか。 また、児童一人ひとりの人格を尊重した方針となっているか。
運営体制	人材確保	支援員等の雇用形態や人材確保策が具体的かつ実現可能か。支援員等の欠員が生じた際のバックアップ体制が確保されているか。
	人材育成	支援員等の質を高めるための研修計画等が確保されているか。
事業内容	児童の発達段階に応じた支援	集団生活の中での児童の情緒や児童間の関係に配慮されているか。 また、配慮が必要な児童への支援の考え方や実施方法が具体的かつ実現可能か。
	保護者との関わり	保護者とのコミュニケーションや情報共有など連携策が具体的に示されているか。
	学校・地域との連携	連携・協力の必要性について十分認識し、良好な関係を構築するための具体的な取り組みが示されているか。
	日常活動・年間行事	遊び、生活、学習などを支援する意欲的な取り組みとなっているか。
	開設日・開設時間	開設日・時間は市が求める基準を満たしているか。
	利用料金	過度に保護者に負担となる設定ではないか。又、同意の上、徴収する計画となっているか。
安全対策	健康管理	熱中症やアレルギー等、健康管理に関する取り組みが具体的に示されているか。
	安全対策・緊急時の対応	事故、災害発生時、不審者等、児童の安全に関わる緊急事態に対して、対応策等が具体的に示されているか。 また、虐待等の防止策が具体的に示されているか。
	個人情報管理	個人情報の管理に関する取り組みが具体的に示されているか。
施設・設備	安全性	災害時等の安全確保が図られ、学校からの経路を含め安全に利用できるか。
	生活環境	必要な面積、衛生環境等が確保されているか。
実績		児童福祉事業又は類似事業の実績があるか。

事業計画	事業実現性	開設までの具体的な事業計画が示されているか。(早期の実現は可能か。)
	事業継続性	長期的な事業継続を可能とする経営的視点を有しているか(利用者が見込める場所に設置計画を立てている等)
独自提案		魅力的かつ効果的な提案内容か。

配点基準

評価	20点満点	10点満点	5点満点
優れている	20点	10点	5点
やや優れている	16点	8点	4点
普通	12点	6点	3点
やや劣る	8点	3点	2点
劣る	4点	1点	1点
記述なし	0点	0点	0点